

現アクションプラン				
-----------	--	--	--	--

主要施策：23項目・49施策 関連施策：40施策 数値目標：14項目

基本方針	主要 / 関連	項目	施策名	担当課所	・削除項目は担当課における進捗管理状況 ・掲載場所変更等	数値目標
主要施策	変更	(1) 商品・サービスの安全性の確保				
		ア 消費生活用製品の安全性の確保	生活文化課			
		イ 商品に関する苦情への対応	消費生活センター			
		(2) 規格・表示の適正化				
		ア 家庭用品の品質表示の適正化	生活文化課			
		ウ 虚偽又は誇大な広告・表示等による不当な勧誘行為の防止	生活文化課			
		(3) 事業者指導の実施				
		ア 事業者指導・処分(事業者名公表)の実施	生活文化課			
		イ 他の都道府県との連携強化	生活文化課			
		ヲ 事業者名の公表等	生活文化課	※上記アに包含させる		
安全・安心な消費生活の確保	削除	(4) 消費者志向経営の推進				
		ア 消費者志向経営の推進	生活文化課	※「5人や社会・環境に配慮した消費行動の推進」に掲載		
		(1) 商品・サービスの安全性の確保				
		○商品・サービスの安全性の確保				
		ア 電気製品の安全性の確保	消防安全課			
		イ ガス消費機器の安全性の確保	消防安全課			
		ウ 家庭用品の安全性の確保	業務課			
		エ 医薬品等の安全性の確保	業務課			
		オ 医薬品の正しい知識の普及啓発	業務課			
		カ 生活衛生関係営業施設に対する監視・指導	生活衛生課			
関連施策	削除	キ 貸金業者に対する指導・監督	産業政策課			
		ク 宅地建物取引業者に対する指導・監督	建築指導課			
		ケ 建築物の安全性の確保	建築指導課	「茨城県建築行政マネジメント計画」で進捗管理		
		コ リフォーム被害の未然防止	住宅課			
		△食品等の安全性の確保				
		削除 ア 食品営業施設等への監視・指導の強化	生活衛生課	「食の安全・安心確保アクションプラン」で進捗管理		
		削除 イ 食品等の試験検査等の充実強化	生活衛生課	〃		
		削除 ウ 食肉の安全な流通の確保	生活衛生課	〃		
		削除 エ 輸入食品の安全性の確保	生活衛生課	〃		
		削除 オ ハサップシステムの導入推進	生活衛生課	〃		
（2）規格・表示の適正化	削除	カ 環境にやさしい農業の推進	農業技術課	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第8期)」、「茨城県地球温暖化対策実行計画」、「牛久沼水質保全の対応方針」、「涸沼水質保全の対応方針」で進捗管理		
		キ G.A.Pによる適正な生産管理の普及促進	農業技術課	「茨城県におけるGAPの推進方針」で進捗管理		
		ク 健康食品等による健康被害の未然防止	業務課	「食の安全・安心確保アクションプラン」で進捗管理		
		ケ 水産物の安全な生産体制の確保	漁政課	〃		
		ヨ 食の安全・安心意見交換会の開催	生活衛生課	〃		
		サ ホームページによる情報発信	生活衛生課	〃		
		（2）規格・表示の適正化				
		削除 ア 食品の表示及び情報伝達の適正化	生活衛生課	「食の安全・安心確保アクションプラン」で進捗管理		
		削除 イ 食品表示相談ダイヤル制度・食品表示	生活衛生課	〃		
		削除 ウ 計量の適正化	計量検定所	計量法に基づき各事業所へ検査を実施(県HPで公表)		
（3）事業者指導の実施		ア 悪質事業者に対する取締強化	警察本部生活環境課			
		イ 悪質なサイト運営者に対する取締強化	警察本部サイバー企画課			

次期アクションプラン骨子案				
---------------	--	--	--	--

(主要施策) 61施策(うち新規施策8施策) 数値目標：5項目

【次期消費者基本計画アクションプランの考え方】

- はじめに「消費生活を取り巻く現状と課題」を挙げたうえで、その課題等に対応する消費者施策を実施していく。
- 県の他プラン等で進捗管理を行っている施策は集約し、消費者基本計画アクションプランで進捗管理するべき消費者施策に焦点を当てていく。
- 数値目標は、特に重点的に取り組むべきものを、1つの基本方針につき1つ設定する。

19施策 数値目標：1項目

基本方針	項目	施策名	担当課所	対応する「現状と課題」		
1 安全・安心な消費生活の確保	（1）商品・サービスの安全性の確保	(1) 商品・サービスの安全性の確保				
		ア 消費生活用製品の安全性の確保	生活文化課			
		イ 商品に関する苦情への対応	消費生活センター			
		(2) 規格・表示の適正化				
		ア 家庭用品の品質表示の適正化	生活文化課			
		ウ 虚偽又は誇大な広告・表示等による不当な勧誘行為の防止	生活文化課			
		(3) 事業者指導の実施				
		ア 事業者指導・処分(事業者名公表)の実施	生活文化課	(2)高齢化、(3)成年年齢引き下げ、(5)緊急時の対応		
		イ 他の都道府県との連携強化	生活文化課	(2)高齢化、(3)成年年齢引き下げ、(5)緊急時の対応		
		（2）規格・表示の適正化				
（2）規格・表示の適正化	（2）規格・表示の適正化	ア 家庭用品の品質表示の適正化	生活文化課			
		イ 不当な景品類及び表示による不当な顧客誘引の防止(変更)	生活文化課			
		ウ 規格・表示の適正化に関する関係課との連携【新規】	生活文化課			
		(3) 事業者指導の実施				
		ア 事業者指導・処分(事業者名公表)の実施(変更)	生活文化課	(2)高齢化、(3)成年年齢引き下げ、(5)緊急時の対応		
		イ 他の都道府県との連携強化	生活文化課	(2)高齢化、(3)成年年齢引き下げ、(5)緊急時の対応		
		（4）食品等の安全性の確保に関する関係課との連携				
		ア 食品等の安全性の確保に関する関係課との連携【新規】	生活文化課	(1)デジタル化		
		（5）特定商取引法による取締強化				
		ア 特定商取引法による取締強化	警察本部サイバー企画課			
（6）特定商取引法による取締強化	（6）特定商取引法による取締強化	（1）新規・特定商取引法に基づく事業者指導件数(件/年)				
		2024(R6)(基準)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
		目標値	5	5	5	5
		実績値	5			
		達成率				
		（2）家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査数				
		2020(R2)(基準)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
		目標値	140	153	168	173
		実績値	140	153	168	173
		達成率	105.5	112.0	111.6	
（7）特定商取引法による取締強化	（7）特定商取引法による取締強化	目標達成 ⇒ 削除				
		（8）特定商取引法による取締強化				
		ア 特定商取引法による取締強化	警察本部生活環境課	（2）高齢化、（3）成年年齢引き下げ、（5）緊急時の対応		
		イ 悪質なサイト運営者に対する取締強化	警察本部サイバー企画課	(1)デジタル化		
		（9）特定商取引法による取締強化				
		ア 特定商取引法による取締強化	警察本部生活環境課	（2）高齢化、（3）成年年齢引き下げ、（5）緊急時の対応		
		イ 悪質なサイト運営者に対する取締強化	警察本部サイバー企画課	(1)デジタル化		
		（10）特定商取引法による取締強化				
		ア 特定商取引法による取締強化	警察本部生活環境課	（2）高齢化、（3）成年年齢引き下げ、（5）緊急時の対応		
		イ 悪質なサイト運営者に対する取締強化	警察本部サイバー企画課	(1)デジタル化		

数値目標					
①【新規】特定商取引法に基づく事業者指導件数(件/年)					
	2024(R6)(基準)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
目標値		5	5	5	5
実績値	5				
達成率					
【目標値設定理由】					
現在、点検商法等、特定商取引法違反が疑われる相談件数は増加傾向にある。					
悪質商法による消費者被害を防止するため、県による特定商取引法に基づく事業者指導件数を数値目標として設定し、近隣県とも連携しながら、違反が疑われる事業者への行政指導を適切に行っていく。					

現アクションプラン

主要施策：15施策 数値目標：6項目

基本方針	主要 / 関連	項目	施策名	担当課所	・削除項目は担当課における進捗管理状況 ・掲載場所変更等	
主要施策	(1) 消費者被害の未然防止	ア 消費者被害情報等の収集・発信	生活文化課、消費生活センター			
		イ 消費者教育講師等の派遣	消費生活センター	※「3 ライフスタイルに応じた消費者力の育成・強化」に掲載		
	(2) 消費生活相談体制の充実	①県消費生活センターの機能充実				
		削除 ア 高度で専門的な相談への対応	消費生活センター	外部の無料専門相談窓口が充実しているため		
		イ 消費生活相談あっせんの実施	消費生活センター			
	②市町村消費生活相談体制充実への支援	ウ 消費生活センターの周知	生活文化課、消費生活センター			
		ア 茨城県消費者行政強化交付金等の活用	生活文化課			
		イ 県消費生活相談員による支援	消費生活センター			
	③弁護士等と連携した相談の実施	ウ 市町村消費生活相談員に対する実務研修の実施	消費生活センター			
		削除 ア 高度で専門的な相談への対応(再掲)	消費生活センター	外部の無料専門相談窓口が充実しているため		
		イ 弁護士による法律アドバイスの実施	消費生活センター			
	④広域的な消費生活相談体制整備への支援	④広域的な消費生活相談体制整備への支援	生活文化課			
		⑤消費生活相談員等の育成等				
		ア 弁護士による法律アドバイスの実施(再掲)	消費生活センター	※「2 (2) ③ 弁護士等と連携した相談の実施」に掲載		
	(3) 消費者問題の早期解決	イ 消費生活相談員レベルアップ・スキルアップ研修会の開催	消費生活センター			
		①市町村との連絡体制の強化	生活文化課、消費生活センター			
		②消費生活審議会あっせん・調停制度の活用				
	③裁判外紛争処理機関等との連携	ア 消費生活審議会あっせん・調停制度の活用	生活文化課、消費生活センター			
		イ 訴訟提起者への支援	生活文化課			
		③裁判外紛争処理機関等との連携	生活文化課、消費生活センター			

数値目標

③「いばらきくらしのセミナー」受講者の満足度

	2020 (基準) (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (目標) (R7)
目標値	-	5段階評価 中平均4以上	5段階評価 中平均4以上	5段階評価 中平均4以上	5段階評価 中平均4以上
実績値	-	4.8	4.7	4.8	
達成率(%)		120.0	117.5	120.0	

目標達成 ⇒ 削除

④県、市町村、民間団体が実施する消費者教育講座等の実施回数

	2020 (基準) (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (目標) (R7)
目標値	-	301	605	650	700
実績値	271	301	334	367	400
達成率(%)		561	584	603	

※2024年2月22日、目標値変更

取組は継続 ⇒ 数値目標からは削除

⑤消費生活センターの認知度

	2020 (基準) (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (目標) (R7)
目標値(回/年)	-	69	76	83	90
実績値(変更前)	62.1	62.6	55.5	70.2	
実績値(回/年)	-	90.7	73.0	84.6	
達成率(%)		186.4	96.5	92.8	

項目変更 ⇒ 「188」の認知度

⑥消費生活相談員養成講座受講者の試験合格率

	2020 (基準) (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (目標) (R7)
目標値(%)	-	15	20	25	30
実績値(%)	10	21.7	21.3	18.2	
達成率(%)		144.7	106.5	72.8	

取組は継続 ⇒ 数値目標からは削除

⑦レベルアップ・スキルアップ研修会出席者の満足度

	2020 (基準) (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (目標) (R7)
目標値	-	5段階評価 中平均4以上	5段階評価 中平均4以上	5段階評価 中平均4以上	5段階評価 中平均4以上
実績値	-	4.4	4.3	4.4	
達成率(%)		110.0	107.5	110.0	

目標達成 ⇒ 削除

⑧国・県等が実施する研修への市町村職員の参加率

	2020 (基準) (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (目標) (R7)
目標値(%)	-	40	53	66	80
実績値(%)	27	29.8	20.4	37.6	
達成率(%)		74.5	38.5	57.0	

取組は継続 ⇒ 数値目標からは削除

次期アクションプラン骨子案

14施策 数値目標：1項目

基本方針	項目	施策名	担当課所	対応する「現状と課題」
2	消費 者 被 害 の 未 然 防 止 ・ 救 済	(1) 消費者被害の未然防止		
		ア 消費者被害情報等の収集・発信	生活文化課、消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		イ 消費生活センター・消費者ホットラインの周知 (変更)	生活文化課、消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		(2) 消費生活相談体制の充実		
		①県消費生活センターの機能充実		
		ア 消費生活相談受付のデジタル化・多様化【新規】	消費生活センター	(3) 成年年齢引き下げ
		イ 消費生活相談あっせんの実施	消費生活センター	
		ウ 弁護士による法律アドバイスの実施	消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		②市町村消費生活相談体制充実への支援		
		ア 茨城県消費者行政強化交付金等の活用	生活文化課	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		イ 県消費生活相談員による支援	消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		ウ 市町村消費生活相談員に対する実務研修の実施	消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		エ 広域的な消費生活相談体制整備への支援	生活文化課	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(4) 成年年齢引き下げ
		オ 市町村との連絡体制の強化	生活文化課、消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		(3) 消費生活相談員の育成等		
		ア 消費生活相談員向け研修の充実 (変更)	消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ
		(4) 消費者問題の早期解決		
		①消費生活審議会あっせん・調停制度の活用		
		ア 消費生活審議会あっせん・調停制度の活用	生活文化課、消費生活センター	
		イ 訴訟提起者への支援	生活文化課	
		②裁判外紛争処理機関等との連携		
		ア 裁判外紛争処理機関等との連携	生活文化課、消費生活センター	

数値目標

②【新規】消費者ホットライン(188)の認知度(%)

	2024 (R6) (基準)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)</th

現アクションプラン

主要施策：12施策 関連施策：4施策 数値目標：4項目

基本方針	主要/関連	項目	施策名	担当課所	・削除項目は担当課における進捗管理状況 ・掲載場所変更等	数値目標
3 消費者の自立の支援 ライフスタイルに応じた消費者力の育成・強化	主要施策	(1) 消費者ニーズの把握			※「4 多様化・複雑化する消費者問題への対応」へ移動	⑨各種媒体を通じた情報発信回数
		ア 消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握	ア 消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握	生活文化課		2020(基準)(R2) 2022(R4) 2023(R5) 2024(R6) 2025(目標)(R7)
		イ 県民からの意見の把握	イ 県民からの意見の把握	生活文化課		目標値(回/年) - 128 400 454 510
		(2) 消費者への情報発信				目標値(変更前) 101 128 157 187 220
		ア 各種広報媒体を通じた情報発信	ア 各種広報媒体を通じた情報発信	生活文化課、 消費生活センター		実績値(回/年) - 447 416 419
		削除 イ 報道機関への情報提供	削除 イ 報道機関への情報提供	生活文化課、 消費生活センター	※上記アに包含	達成率(%) 349.2 104.0 92.3
		(3) 消費者教育の充実強化				※2024年2月22日、目標値変更 さらなる消費者力向上を図るため ⇒ 繼続
		ア 教職員研修等の充実	ア 教職員研修等の充実	私学振興室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生活文化課		⑩「いばらき消費生活なび」ホームページのアクセス数
		イ 地域における消費者教育の充実	イ 地域における消費者教育の充実	生活文化課、消費生活センター、生涯学習課		2020(基準)(R2) 2022(R4) 2023(R5) 2024(R6) 2025(目標)(R7)
		ウ 消費者教育講師等の派遣(再掲)	ウ 消費者教育講師等の派遣(再掲)	消費生活センター		目標値(件/年) - 48,000 63,000 65,000 67,000
	削除	工 金融教育の推進	工 金融教育の推進	生活文化課		目標値(変更前) 46,953 48,000 49,000 50,000 51,000
		オ いばらき王コスタイルの推進	オ いばらき王コスタイルの推進	環境政策課	「茨城県地球温暖化対策実行計画」で進捗管理	実績値(件/年) - 61,393 94,222 121,970
		カ 【新規】王シカル消費の普及啓発	カ 【新規】王シカル消費の普及啓発	生活文化課	※「5 人や社会・環境に配慮した消費行動の推進」に掲載	達成率(%) 127.9 149.6 187.6
	関連施策	(4) 多重債務問題への対応			※「4 多様化・複雑化する消費者問題への対応」へ移動	※2024年2月22日、目標値変更 目標達成 ⇒ 削除
		ア 無料法律相談会の開催	ア 無料法律相談会の開催	生活文化課		⑪教員向け消費者教育講座の受講校の割合
		イ 茨城県多重債務者対策協議会における連携強化	イ 茨城県多重債務者対策協議会における連携強化	生活文化課		2020(基準)(R2) 2022(R4) 2023(R5) 2024(R6) 2025(目標)(R7)
		ウ 市町村における多重債務関係機関ネットワークの活用	ウ 市町村における多重債務関係機関ネットワークの活用	生活文化課		目標値(%) - 25 87 94 100
		(3) 消費者教育の充実強化				目標値(%) 6 25 50 70 80
	修正 削除 削除 削除	ア 授業等における学習指導要領に基づく消費者教育の充実	ア 授業等における学習指導要領に基づく消費者教育の充実	私学振興室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課		実績値(%) - 80.9 64.7 57.1
		イ 食生活に関する知識の普及啓発	イ 食生活に関する知識の普及啓発	健康・地域ケア推進課	「第4次健康いばらき21プラン」で進捗管理	達成率(%) - 323.6 74.4 60.7
		ウ 児童生徒の食育の推進	ウ 児童生徒の食育の推進	保健体育課	「第4次健康いばらき22プラン」で進捗管理	
		工 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進	工 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進	青少年家庭課	※「4 多様化・複雑化する消費者問題への対応」へ移動	
						※2024年2月22日、目標値変更 取組は継続 ⇒ 数値目標からは削除
						⑫多重債務者向け無料相談会で債務整理につながった案件の割合
						2020(基準)(R2) 2022(R4) 2023(R5) 2024(R6) 2025(目標)(R7)
						目標値(%) - 55 60 65 70
						実績値(%) 50 69.2 64.3 72.7
						達成率(%) - 125.8 107.2 111.8
						目標達成 ⇒ 削除

次期アクションプラン骨子案

9 施策 數值目標：1 項目

基本方針	項目	施策名	担当課所	対応する「現状と課題」
3 ライ フ ス タ イ ル に 応 じ た 消 費 者 力 の 育 成 ・ 強 化	(1) 消費者への情報発信			
	ア 各種広報媒体を通じた情報発信	生活文化課、消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ、(4) 持続可能な社会、(5) 緊急時の対応、(6) その他	
	イ 緊急時の消費者トラブルに関する啓発【新規】	生活文化課、消費生活センター	(5) 緊急時の対応	
	ウ カスタマーハラスメントに関する啓発【新規】	生活文化課、消費生活センター	(6) その他	
	(2) 消費者教育の充実強化			
	ア 教職員研修等の充実	私学振興室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生活文化課	(1) デジタル化、(3) 成年年齢引き下げ、(4) 持続可能な社会	
	イ 地域における消費者教育の充実	生活文化課、消費生活センター、生涯学習課	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ、(4) 持続可能な社会、(5) 緊急時の対応、(6) その他	
	ウ 消費者教育講師等の派遣	消費生活センター	(1) デジタル化、(2) 高齢化、(3) 成年年齢引き下げ、(4) 持続可能な社会、(5) 緊急時の対応、(6) その他	
	エ 学習指導要領に基づく消費者教育の推進	私学振興室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	(1) デジタル化、(3) 成年年齢引き下げ、(4) 持続可能な社会	
	オ 金融教育の推進	生活文化課	(6) その他(資産形成)	
	(3) 食育関係課との連携			
	ア 食育関係課との連携【新規】	生活文化課		

数値目標

③【継続】各種媒体を通じた情報発信回数(回/年)

	2024 (R6) (基準)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
目標値	454	550	600	650	700
実績値	419				
達成率					

【目標値設定理由】

各種媒体を通じた情報発信はここ数年、400件以上実施してきたところだが、悪質商法等は日々、新たな手口が生まれ、多様化・巧妙化しており、また社会の変化により、消費者安全・製品安全等に関する情報も日々更新が必要である。

そのため、情報発信回数はさらなる増加を目指すこととし、時代に即した消費者力の育成・強化により、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。

現アクションプラン

主要施策：12施策 関連施策：2施策 数値目標：1項目

基本方針	主要/関連	項目	施策名	担当課所	削除項目は担当課における進捗管理状況 ・掲載場所変更等	数値目標
4 多様化・複雑化する消費者問題への対応	主要施策	(1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援				
		①高齢者への支援			※「②障害者への支援」と統合	⑪「いばらきくらしのセミナー」受講者の満足度(若者)
		修正	ア 高齢者クラブ等への消費者教育講師等の派遣	消費生活センター		
		修正	イ 市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進・連携	生活文化課、消費生活センター	「地域の実情に応じた見守り活動の充実・活性化」に修正	
		削除	ウ 成年後見制度の普及啓発	健康一地域ケア推進課・生活文化課	「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」で進捗管理	
		修正	エ 地域包括支援センター等と連携した相談・救済	生活文化課、消費生活センター	「地域の実情に応じた見守り活動の充実・活性化」に修正	
		②障害者への支援			※「①高齢者への支援」と統合	
		修正	ア 特別支援学校等への消費者教育講師等の派遣	消費生活センター		
		削除	イ 市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進・連携（再掲）	生活文化課、消費生活センター	※「①高齢者への支援」と統合	
		削除	ウ 成年後見制度の普及啓発	障害福祉課・生活文化課	「第3期新いばらき障害者プラン」で進捗管理	
		修正	エ 障害の特性に配慮した相談対応	消費生活センター		
			オ 基幹相談支援センター等と連携した相談・救済	生活文化課、消費生活センター		
		③若年者への支援				
		修正	ア 学校等への消費者教育講師等の派遣等	消費生活センター		
		修正	イ 大学等と連携した相談・救済	生活文化課、消費生活センター		
		④外国人への支援				
		修正	ア 外国語による情報提供	消費生活センター		
		修正	イ 外国語による相談・救済	消費生活センター 多様性社会推進課		
		(2) 高度情報通信社会への対応			※項目名変更	
		削除		ア 消費生活相談員レベルアップ・スキルアップ研修会の開催（再掲）	消費生活センター	※「2 消費者被害の未然防止・救済」に掲載
		削除		イ 高度で専門的な相談への対応（再掲）	消費生活センター	※国民生活センターとの重複解消
		削除		ウ 消費者被害情報等の収集・発信（再掲）	生活文化課・消費生活センター	※「2 消費者被害の未然防止・救済」に掲載
	関連施策	(1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援				
		③若年者への支援				
		削除	ア 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進（再掲）	青少年家庭課	「茨城県こども計画」で進捗管理	
	関連施策	(2) 高度情報通信社会への対応				
		削除	ア 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進（再掲）	青少年家庭課	「茨城県こども計画」で進捗管理	
		削除	イ 重要なセキュリティ情報の提供	情報システム課	※「3 ライフスタイルに応じた消費者力の育成・強化」に包含	
		削除	ウ 茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会における被害防止対策の推進	警察本部サイバーアクション課	※「3 ライフスタイルに応じた消費者力の育成・強化」へ移動	

次期アクションプラン骨子案

1.6 施策 數值目標：1 項目

基本方針	項目	施策名	担当課所	対応する「現状と課題」
4 多 様 化 ・ 複 雑 化 す る 消 費 者 問 題 へ の 対 応	(1) 消費者ニーズの把握			
	ア 消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握	生活文化課		
	イ 県民からの意見の把握	生活文化課		
	(2) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援			
	①高齢者・障害者への支援			
	ア 見守り活動の充実・活性化 【新規】	生活文化課、消費生活センター	(2) 高齢化	
	イ 高齢者を対象とした消費者教育講師等の派遣	消費生活センター	(2) 高齢化	
	ウ 特別支援学校等への消費者教育講師等の派遣	消費生活センター		
	エ 障害の特性に配慮した相談対応	消費生活センター		
	オ 基幹相談支援センター等と連携した相談・救済	生活文化課、消費生活センター		
	②若年者への支援			
	ア 学校等への消費者教育講師等の派遣等	消費生活センター	(3) 成年年齢引き下げ	
	イ 大学等と連携した相談・救済	生活文化課、消費生活センター	(3) 成年年齢引き下げ	
	③外国人への支援			
	ア 外国語による情報提供	消費生活センター	(6) その他（グローバリ化）	
	イ 外国語による相談・救済	消費生活センター 多様性社会推進課	(6) その他（グローバリ化）	
	(3) デジタル化の進展による消費者トラブルへの対応			
	ア 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進	青少年家庭課	(1) デジタル化	
	イ 茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会における被害防止対策の推進	警察本部サイバー企画課	(1) デジタル化	
	(4) 多重債務問題への対応			
	ア 無料法律相談会の開催	生活文化課		
	イ 茨城県多重債務者対策協議会における連携強化	生活文化課		
	ウ 市町村における多重債務関係機関ネットワークの活用	生活文化課		

數值目標

④【新規】出前講座等における見守り者向けセミナーの受講人 数(人/年)					
	2024 (R6) (基準)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
目標値		1,200	1,300	1,400	1,500
実績値	1,004				
達成率					

【目標值設定理由】

高齢化・単身世帯化のさらなる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要がある

地域における見守り活動の充実を促進するためには、多様な主体の連携が必要になるが、日々、自宅への商品配達等で消費者と直接関わる民間事業者等は、消費者の異変を察知するきっかけとして重要であると考えられるため、そのような見守り者向けセミナーの受講人数増加を目指し、見守りネットワークの強化を図る。

現アクションプラン

次期アクションプラン骨子案

主要施策：2施策 関連施策：8施策 数値目標：1項目

基本方針	主要 / 関連	項目	施策名	担当課所	・削除項目は担当課における進捗管理状況 ・掲載場所変更等	数値目標						
						数値目標						
(1) エシカル消費の推進												
5 人や 社会・ 環境に 配慮した 消費行動 の推進	主要 施策	ア エシカル消費の普及啓発(再掲)	生活文化課									
		イ いばらきエコスタイルの推進(再掲)	環境政策課	「茨城県地球温暖化対策実行計画」で進捗管理								
		ウ 【新規】フードロス削減の推進	環境政策課・資源循環推進課	「茨城県第5次廃棄物処理計画」等により進捗管理								
		エ 消費者志向経営の推進(再掲)	資源循環推進課	〃								
	関連 施策	△地球温暖化防止活動の推進										
		削除 ア 環境にやさしい企業の普及啓発	環境政策課・中小企業課	「茨城県地球温暖化対策実行計画」により進捗管理								
		削除 イ いばらきエコチャレンジの推進	環境政策課	〃								
		△循環型社会の形成										
		削除 ア いばらきゼロエミッションの推進	資源循環推進課	「茨城県地球温暖化対策実行計画」により進捗管理								
		削除 イ 茨城県リサイクル製品認定制度の普及促進	資源循環推進課	「茨城県第5次廃棄物処理計画」等により進捗管理								
△水環境にやさしいライフスタイルの推進												
削除	ア 干水道等の普及促進・合併処理浄化槽の設置促進	環境政策課・農地整備課・環境対策課	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」により進捗管理。「森林湖沼環境税活用事業」の推進、実績公表									
	イ 各流域における水質浄化の取組の促進	環境対策課	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」、「洞沼水質保全の対応方針」、「牛久沼水質保全の対応方針」により進捗管理。「森林湖沼環境税活用事業」の推進、実績公表									
	△環境学習の推進											
削除	ア 茨城県環境アドバイザーの派遣	環境政策課	「茨城県地球温暖化対策実行計画」により進捗管理									
	イ 環境学習・環境保全活動のリーダー養成	環境政策課	「茨城県環境基本計画」、「茨城県地球温暖化対策実行計画」、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第8期)」により進捗管理									

3施策 数値目標：1項目

基本方針	項目	施策名						担当課所	対応する「現状と課題」	
		数値目標								
(1) エシカル消費の推進										
5 人や 社会・ 環境に 配慮した 消費行動 の推進	ア エシカル消費の普及啓発	生活文化課	(4) 持続可能な社会							
	イ 消費者志向経営の推進	生活文化課	(4) 持続可能な社会							
	ウ 持続可能な社会に向けた取り組みの関係課との連携【新規】	生活文化課	(4) 持続可能な社会							

数値目標					
⑤【継続】エシカル消費の認知度(%)					
	2024 (R6) (基準)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
目標値	27	41	44	47	50
実績値	36.1				
達成率					

【目標値設定理由】
2015年9月、国連サミットにおいて採択されたSDGsは2030年を達成年限としており、「SDGs12:つくる責任、つかう責任」の実現に貢献するため、引き続き、エシカル消費の認知度向上に取り組む。